

3. パーキングパーミット制度の現況について

(1) パーキングパーミット制度の概要

①概要

利用できる対象者の範囲を設定し、施設管理者の任意の協力の下、当該施設の障害者等用駐車区画について、条件に該当する希望者が、共通に利用できる利用証を交付する制度。

図表 1 佐賀県における許可証と駐車区画の例

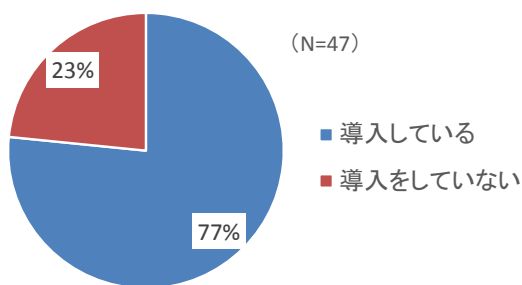


(第1回検討会佐賀県提出資料より)

②導入状況

平成18年に佐賀県で初めて制度が導入されて以来、毎年制度を導入する地方公共団体が増えてきており、平成29年5月時点において、36府県3市(岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、川口市、久喜市、那覇市)において制度が導入されている*。

図表 2 制度を導入している都道府県の割合



(平成29年5月国土交通省調査より)

図表 3 制度を導入している都道府県名と導入時期

No	府県名	導入時期	No	府県名	導入時期
1	佐賀県	H18/07	19	広島県	H23/07
2	熊本県	H19/01	20	京都府	H23/09
3	山形県	H19/06	21	茨城県	H23/10
4	長崎県	H19/08	22	福岡県	H23/12
5	福井県	H19/10	23	大分県	H23/12
6	栃木県	H20/09	24	新潟県	H24/01
7	島根県	H20/12	25	宮崎県	H24/02
8	福島県	H21/07	26	兵庫県	H24/04
9	徳島県	H21/07	27	三重県	H24/10
10	群馬県	H21/08	28	山梨県	H24/11
11	鳥取県	H21/10	29	静岡県	H25/02
12	鹿児島県	H21/11	30	滋賀県	H25/05
13	岩手県	H22/04	31	大阪府	H26/02
14	愛媛県	H22/07	32	石川県	H27/11
15	山口県	H22/08	33	奈良県	H28/01
16	岡山県	H22/12	34	和歌山県	H28/01
17	高知県	H23/02	35	長野県	H28/04
18	香川県	H23/05	36	秋田県	H28/10

(平成29年5月国土交通省調査より)

*平成30年5月時点においても同じ。

③対象施設

制度の趣旨に賛同し、協力に応じた施設が制度の対象となる。利用対象施設としては、官公庁・公共施設、医療・福祉施設、大型スーパーマーケット・ホームセンター等が多くなっているが、地方公共団体によって、対象となる施設の用途は異なっているところ。

図表 4 制度の利用対象施設

施設名	官公庁・公共施設	医療・福祉施設	大型スーパーマーケット・ホームセンター等	観光・宿泊施設	スポーツ施設・公園	銀行・郵便局	その他商業施設等	コンビニエンスストア・ドラッグストア	駅・空港・道の駅(港)	駐車場	飲食店
岩手県	162	84	111	40	49	4	0	0	6	6	3
秋田県	154	70	69	33	53	26	0	0	9	2	3
山形県	253	40	80	19	44	39	0	0	17	8	2
福島県	211	220	236	48	70	28	2	30	23	7	16
栃木県	265	65	149	57	83	40	0	0	12	4	3
群馬県	427	81	277	13	0	37	0	0	0	0	1
新潟県	167	55	303	20	31	99	0	21	4	7	8
石川県	67	50	74	23	26	27	1	0	7	5	0
長野県	161	17	66	36	73	6	0	0	41	0	1
静岡県	326	181	648	73	118	190	68	2	3	5	24
京都府	392	141	118	72	59	152	0	104	12	20	25
奈良県	197	45	11	32	40	5	0	8	4	22	0
和歌山県	161	52	41	36	50	19	4	27	15	2	1
島根県	82	44	56	41	24	29	0	0	12	1	2
岡山県	269	152	304	41	59	122	0	0	15	13	6
広島県	512	214	209	75	111	35	2	26	25	60	2
山口県	553	144	271	13	46	36	0	0	6	2	3
徳島県	185	42	54	22	41	37	0	17	11	9	5
香川県	212	53	155	66	71	143	18	9	13	15	3
愛媛県	299	79	129	29	92	79	6	2	20	16	1
高知県	266	129	103	46	67	53	0	236	27	0	35
長崎県	231	195	85	30	44	40	0	51	9	3	5
熊本県	626	255	124	63	65	96	1	323	31	10	28
宮崎県	260	209	156	109	69	126	2	117	17	11	18
鹿児島県	637	253	348	98	34	116	63	21	24	6	78

(平成 29 年 5 月国土交通省調査より)

④利用対象者の要件及び利用証の有効期限

利用対象者は、主に身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人となっている。しかしながら、身体障害者について、どの障害を対象とするのかや、その障害程度に応じた等級のうち何級までを対象とするか、また、妊産婦について、産前産後何ヶ月までを対象とするか等の詳細な要件については、地方公共団体ごとに異なっている。例えば、聴覚障害者が対象となる地方公共団体と、対象とならない地方公共団体がある。妊産婦についても、産後 3 ヶ月までとしている地方公共団体から、産後 2 年までとしている地方公共団体までである。さらに、平成 22 年度時点と比較すると、パーキングパーミット制度を導入した地方公共団体数の増加とともに、利用対象者の範囲が広がり、かつ、多様化してきている。例えば、難病患者については、

特定疾患医療受給者のみを対象としていたが、難病患者の範囲を特定疾患医療受給者のみならず、特定医療費受給者、小児慢性特定疾患医療受給者を含むものへと拡大した地方公共団体もある。

また、利用証の有効期限についても、地方公共団体毎に異なり、また、障害の特性に応じて異なっている。例えば、視覚障害者については、3年以内としている地方公共団体から、無期限としている地方公共団体まである。また、同一地方公共団体においても、身体障害者については5年、高齢者については2年等と異なっている。

図表5 制度の利用対象者及び利用証の有効期限 ■ 調査対象の全地方公共団体が制度対象としている ■ H22年度調査と比較し新たに制度対象となった

身体障害区分	1級 2級 3級 4級 5級 6級 該当なし							有効期限 (最短) (最長)	
	視覚障害	36	36	36	36 (※1)	—	—	—	3年
聴覚障害	聴覚障害	—	20	20	—	—	16	3年	無期限
	平衡機能障害	—	—	36	—	34	—	3年	無期限
音声言語機能障害	—	—	—	—	—	—	36	—	—
肢体不自由	上肢	36	36 (※2)	5	5	—	—	3年	無期限
	下肢	36	36	36	36	34	34	3年	無期限
	体幹	36	36	35	—	32	—	3年	無期限
脳原性運動機能障害	上肢機能	36	36	3	—	2	—	3年	無期限
	移動機能	36	36	36	34	34	34	3年	無期限
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	腎臓機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	呼吸器機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	膀胱又は直腸小腸、肝臓機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
小腸機能障害	小腸機能障害	36	—	36	34	—	—	3年	無期限
	肝臓機能障害	36	—	36	33	—	—	3年	無期限
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	36	36	35	34	—	—	—	3年	無期限

(※1) 静岡県のみ4級の1までが対象
(※2) 静岡県のみ2級の2までが対象

	要介護					該当なし	要支援		該当なし	有効期限 (最短) (最長)	
	5	4	3	2	1		2	1		最短	最長
高齢者	36	36	36	36	32	4	4	—	—	無期限	
知的障害	A1	A2	B1	B2	C	該当なし	—	—	—	3年 無期限	
精神障害	1級	2級	3級	該当なし	—	—	—	—	—	3年 無期限	
難病患者	全ての疾病	特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	該当なし	—	—	—	—	3年 無期限	
妊産婦	母子手帳取得時～	妊娠7ヶ月～ (※3)	～産後3ヶ月 (※4)	～産後6ヶ月	～産後1年 (※5)	～産後1年半 (※6)	～産後1年半以上 (※6)	該当なし	—	—	

(※3) 宮崎県は産前4ヶ月前から対象としている
(※4) 妊娠7ヶ月～産後3ヶ月の地方公共団体のうち、岩手県は有効期限を出産予定日の前後12週間、熊本県と鹿児島県は有効期限を1年未満としている
(※5) 山梨県では、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る
(※6) 長野県では、母子健康手帳を取得した者、産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る

	車いす・杖使用者等移動配慮者		有効期限 (最短) (最長)	
	けが人	33 (※7)	—	1年以内

(※7) 交付要件は現に車いす等を使用している場合や、医師の診断が必要な場合等がある

(平成 29 年 5 月国土交通省調査より) (参考：平成 22 年度調査研究時結果)

⑤罰則

利用証の不適正利用や、利用証の無いものが制度の対象となる駐車区画に駐車することに対して罰則は設けられていない。また、地方公共団体が罰則を設けない理由としては、約6割の地方公共団体が罰則の実効性を担保出来ないためとしている。その他、マナーづくりを図ることが目的であるため、罰則を課すことまでは考えていない等が理由としてあげられている。

⑥相互利用

制度を導入している地方公共団体のうち、久喜市、那覇市を除く36府県1市において利用証の相互利用が行われている。また、相互利用にあたって、利用対象者の範囲の統一は行われていない。

(参考) 海外におけるパーキングパーミット制度

アメリカ（ニューヨーク州、ワシントン州）、カナダ、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、韓国の計8地域に対して制度の概要に関する調査を実施。

①導入状況

アメリカやカナダにおいては州ごとに独自に制度が導入されている。また、シンガポールや韓国においては、国内一律に制度が導入されているところ。

②対象施設

公共施設と民間施設両方を対象としている場合と、公共施設のみを対象としている場合がある。公共施設についても、道路のみを対象としている場合や官公庁施設のみを対象としている場合がある。また、例えば、アメリカのニューヨーク州においては、5つ以上の店舗を有し、かつ、20台以上の駐車区画を有する商業施設等が対象施設として法令により定められている。

③利用対象者の要件及び利用証の有効期限

アメリカのニューヨーク州においては、

- ・杖や車椅子などの補助器具を用いないと歩行できないこと
- ・休まずに200フィート以上歩くことができないこと
- ・盲目であること
- ・アメリカ心臓協会の基準でクラス3又はクラス4の心臓病を患っていること 等

が利用対象者の要件となっている。一方、ワシントン州においては、自動車の排気ガスに過敏であることも利用対象者となっており、州によって要件が異なっている。また、韓国においては、身体障害、精神障害、知的障害のうち、一定の等級以上の者が対象となっている。

また、利用証の有効期限については、例えば、韓国においては、恒久的な障害を持っているか否か等に応じて有効期限が設定されている。

④罰則

アメリカの両州においては、許可証の無いものが駐車した場合に対する罰則が設けられている。また、駐車場の設置管理者に対して標識の設置・維持等に関して罰則が設けられている場合もある。なお、シンガポールにおいては、公共施設の駐車場のみが罰則の対象となっており、警察や消防等の緊急自動車用の駐車区画等の特別な駐車区画に対して、制度の対象となる駐車区画も含めて罰金を科している。

⑤違反者への取り締まり

警察が違反者への取り締まりを行うこととなっている場合が多い。また、シンガポールにおいては委託事業者に任せている場合があるなど、警察以外の者が取り締まりを行うことができる制度としている国もある。

⑥相互利用

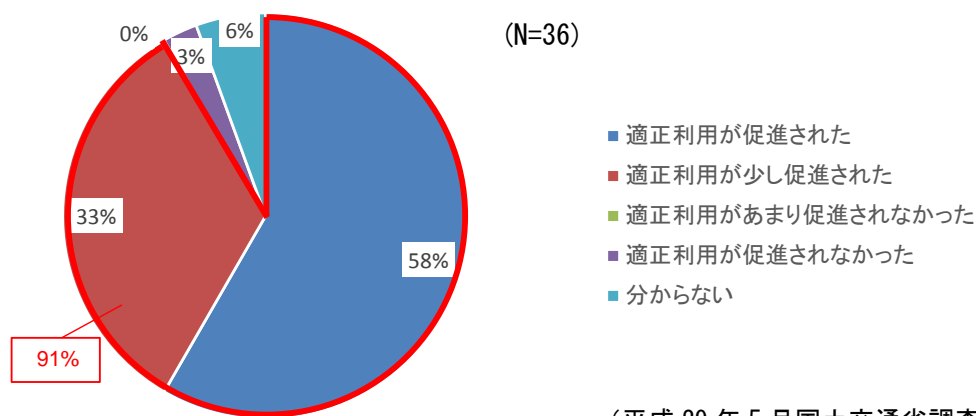
アメリカやカナダにおいては州ごとに制度を導入しているが、国内の各州と相互利用を行っている。また、例えば、カナダについては、アメリカや欧州との相互利用も実施している。なお、相互利用している場合に利用対象者の範囲を各国・各州で統一をしていない。

(2) 制度導入の効果

パーキングパーミット制度を導入している地方公共団体のうちの約 9 割において、障害者等用駐車区画の適正利用が促進されたと回答しており、ほとんどの地方公共団体においてパーキングパーミット制度の効果があったとしている。

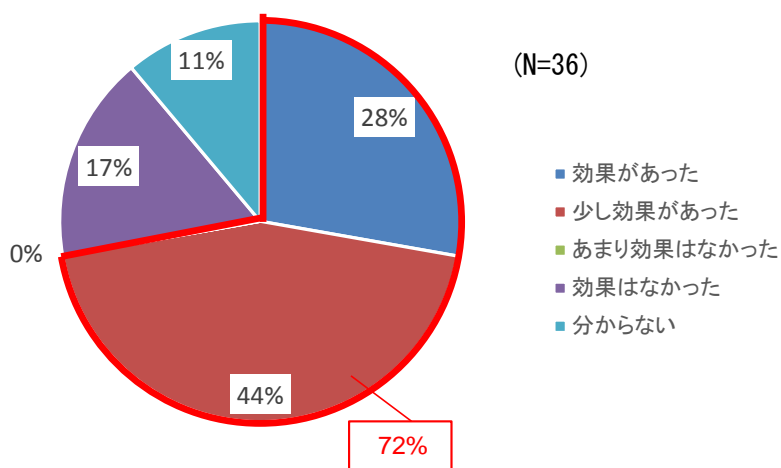
また、利用証の相互利用についても、他の地方公共団体への通院、買物や帰省等の際に便利という利用者の声があること等を理由に、約 7 割の地方公共団体で利用者にとって障害者等用駐車区画の利用がしやすくなったとしている。

図表 6 制度導入の成果について



(平成 29 年 5 月国土交通省調査より)

図表 7 相互利用による効果について



(平成 29 年 5 月国土交通省調査より)

(3) 制度の課題

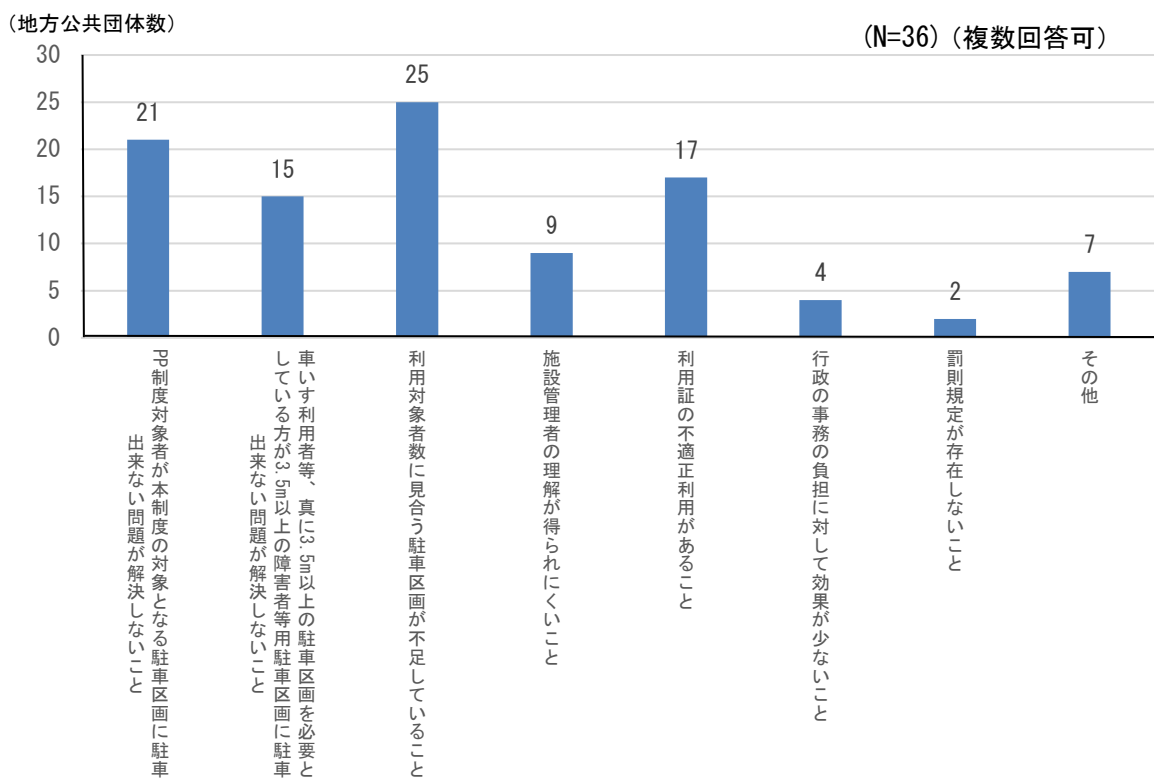
パーキングパーミット制度を導入している地方公共団体においては、本制度を導入した後も課題があると考えている点について、

- ・利用対象者数に見合う駐車区画が不足していること。
- ・本制度の対象者が対象となる駐車区画に駐車できない問題が解決しないこと。
- ・利用証の不適正利用があること。
- ・車椅子使用者等、真に 3.5m以上の駐車区画を必要としている方が 3.5m 以上の障害者等用駐車区画に駐車できない問題が解決しないこと。

が主にあげられている。

このことから、障害者等用駐車区画の適正利用に一定の効果があるものの、制度に課題があると考えている地方公共団体も多く、制度の改善を図っていくことも必要と考えられる。

図表 8 パーキングパーミット制度を導入した後も問題または課題があると
考えている点について



(平成 29 年 5 月国土交通省調査より)

(4) 制度の導入促進の必要性

以上のことから、制度については多くの地方公共団体において依然として課題があるとされているものの、約 9 割の地方公共団体において、障害者等用駐車区画の適正利用が促進されたとしていることを踏まえると、障害者等用駐車区画の適正利用に一定の効果があると考えられる。

そのため、相互利用による利用者の利便性向上の観点からも、未導入の地方公共団体に対して導入を促進していくことが望ましい。